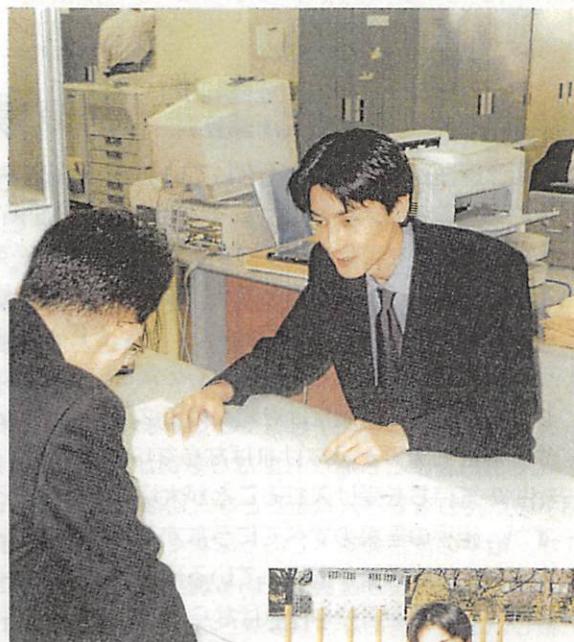


裁判所書記官が立ち会わないと法廷を開くことができないので、裁判所書記官はどの裁判所にも配置されています。

裁判所書記官になるためには、裁判所職員として一定期間勤務した後、裁判所書記官研修所入所試験に合格し、裁判所書記官研修所で1~2年の研修を受ける必要があります。

裁判所書記官は、その高度な専門性、職務の特殊性から、俸給月額に俸給の調整額（俸給月額の約12%）が加算されます。



充実した仕事

福岡地方裁判所民事部
裁判所書記官

田尻 昌史

人が社会生活の中で、裁判所を訪れる機会は何度あるでしょうか。まして当事者として裁判所を訪れるることは、普通の人にとって一生に一度あるかないかの重大事だと思います。私が現在所属している破産係にも、破産という重いテーマを抱えた当事者が毎日訪れます。そんな当事者と応対するのも私達裁判所職員の職務の一つです。人の一生に関わる重要な問題の解決に携わるという意味で責任が重い仕事ですが、それだけにやりがいがある仕事でもあります。

破産係の裁判所書記官として大切なのは、事件の受付から終局までの手続すべてを円滑に進行させることだと思います。裁判官、当事者、破産管財人などと綿密な打合せを行いながら、どのように手続を進めるべきかを考える仕事と言えます。高度な法律知識や判断を要求される仕事ですが、自分で一生懸命調べたり考えたりした結果が目に見える形で表れるので、とても充実した仕事です。

安心して利用できる裁判所に

岩国簡易裁判所
裁判所書記官 上野 宣子

私は、簡易裁判所の民事係に所属しています。

簡易裁判所では、弁護士等に依頼せず、当事者本人が訴訟手続を行うことが多いため、当事者への対応が大切な仕事となります。裁判所書記官として時代に即応しうる法律的知識を身につけるために日々研さんしに努めるとともに、法律のことがよく分からない当事者に対してても、裁判所の公平中立性を保ちながら、訴訟手続を分かりやすく的確に説明して、安心して裁判所を利用してもらえるよう心がけています。

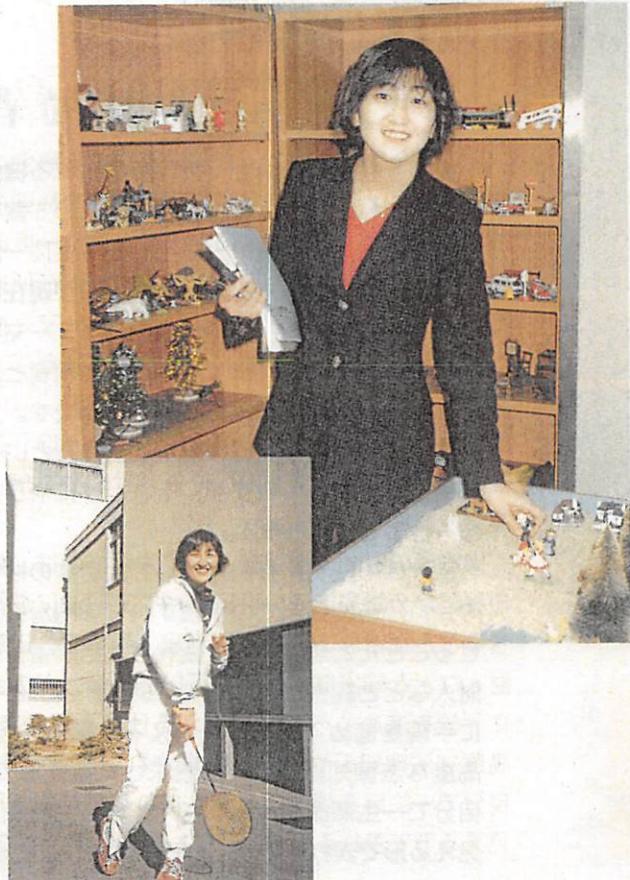
あるとき、賃金請求事件の被告になった当事者から、どのような主張をしたら裁判に勝てるのかと尋ねられ、困ったことがあります。一方の当事者に有利又は不利になるような対応をしてはならないからです。

仕事をしていく上では、こうすれば良かったのではないかと後から反省したり、失敗して落ち込むこともあります。それでも、自分なりに工夫をして、仕事を終えることができた時の達成感、充実感は何ものにも代え難いものだと感じています。



家庭裁判所調査官

家庭裁判所には、家事部と少年部があります。どちらも法律的な解決をはかるだけでなく、事件の背後にある人間関係や環境を考慮した解決が求められます。家庭裁判所調査官は、各家庭裁判所に配置されており、家事部において離婚、財産分与、遺産分割等の家事事件に関する各種調査を行ったり、少年部において少年の非行事件を取り扱い、少年が非行に至った動機、原因、成育歴、性格、生活環境等を調査します。調査結果は裁判官に報告され、裁判官が紛争解決の方針や少年の処遇を考えるうえで、重要な資料



心の響きあい

松山家庭裁判所
家庭裁判所調査官 三池 和実

私は現在、家事事件を担当しています。どの事件の背後にも当事者の人生があります。当事者との面接では、その生きざまを目の当たりにすることになるのです。いろいろな人の話が聴けるという点に惹かれ、この仕事を選んだのですが、「人の話を聞く」ということが簡単そうに見えて、実はとても難しいものだということが分かりました。単に言葉だけを聞くのではなく、相手の感情や真意をも汲みとらなければならないからです。また、相手の気持ちを受け入れることが大切なのはもちろんですが、相手の言葉のすべてにうなずくわけにもいきません。時には当事者が直面している現実を自覚させるために厳しいことを言わなければならないときもあります。

最初から決まった解決法などありませんから、当事者の葛藤を和らげ、問題解決に役立つよう援助していくにはどうしたらよいかをケースごとに考えます。それだけに、多少なりとも自分の言葉が相手の心に響いたのではないかという手応えを感じ、当事者が前向きな姿勢を見てくれたときの充実感は大きいものです。

人生を垣間みる日々

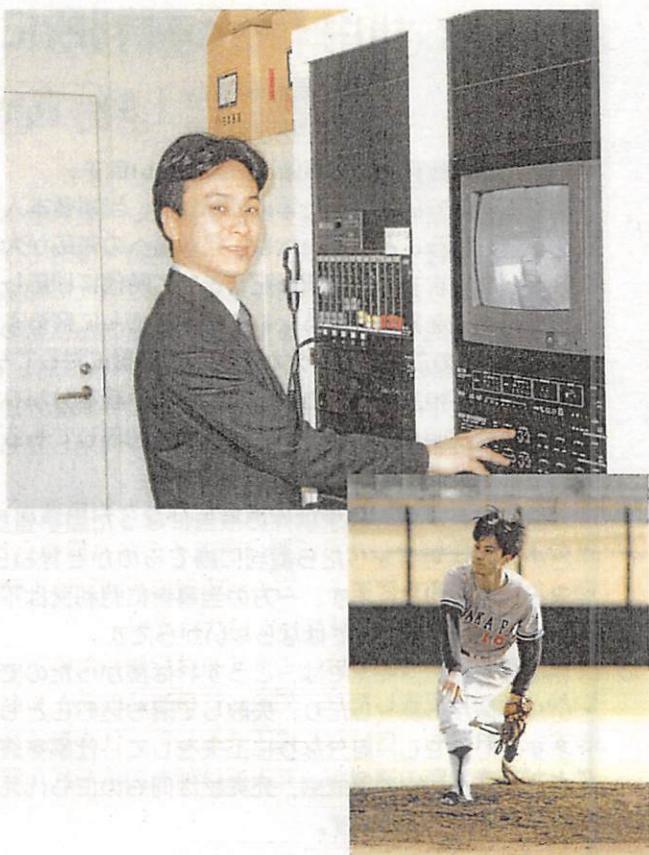
大阪家庭裁判所
家庭裁判所調査官 松永 淳

私は、家事事件を担当しています。家事事件を担当する家庭裁判所調査官は、様々な問題を抱えた当事者と直接し、話を聴きます。当事者の自己解決能力を高め、当事者自らが解決のために歩み出せるように、少しでも力になりたいと考えています。

しかし、当事者と一緒に考えと言っても、決してその人の味方になるということではありません。どのような紛争でも必ず相手がいるので、双方の立場を理解した上で解決に導かなくてはなりません。そのため、中立的な立場を保つことをいつも念頭におく必要があります。

家庭裁判所調査官は、人との出会いの連続で、様々な人生を垣間見ることになります。その中で自分自身を見つめ直し、考えさせられることが度々あります。ある当事者は、言葉をさし挟む余地を与えないほど、現在の心境を切々と語りました。その話の余りの重さに、こちらから投げかける言葉も見つからず、しばらく沈黙が続いたこともあります。このような当事者を前にすると、まだまだ自分の未熟さを痛感させられます。

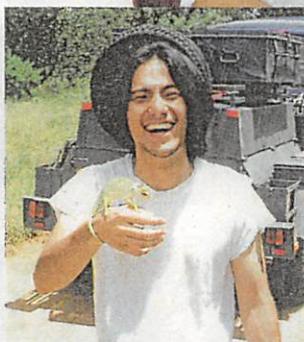
家庭裁判所調査官の仕事は、責任のある仕事であり、やりがいを感じる毎日です。



になります。

家庭裁判所調査官になるためには、家庭裁判所調査官補として採用後、家庭裁判所調査官研修所に入所し、2年間の研修を受ける必要があります。

家庭裁判所調査官は、その高度な専門性、職務の特殊性から、俸給月額に俸給の調整額（俸給月額の約12%）が加算されます。



新たな旅立ちを手助け

東京家庭裁判所
家庭裁判所調査官 酒井 宏晋

私は現在、少年事件を担当しています。家庭裁判所調査官は、非行を犯した少年とその保護者などに面接し、非行の原因を見極め、少年の更生のために必要な処分についての意見を裁判官に提出します。時には試験観察となった少年の行動を観察し、助言や指導を行い、更生の手助けを行うこともあります。

家族との触れ合いがほとんどなく、高校も中退して自分に自信をなくし、自棄的になり非行を犯して試験観察となった子がいました。その子に生きる意味を考えさせたく、乳児院での奉仕活動に誘いました。奉仕活動を通じて、その子は自分に自信を持ち、仕事を探して働きはじめ、不良交友も改めました。最終審判の後、その子は何度も振り返り、私に手を振って帰っていました。

少年の新たな旅立ちの手助けができることに、学生時代では想像もできなかったほどの喜びを感じます。

在外研究

裁判所には職員の在外研究制度があり、一定の試験を受け合格すれば裁判制度などの研究のために海外に派遣されることがあります。

国際的な視野をもって

東京地方裁判所
裁判所書記官 伊藤 英彦

私は、在外研究員として、一年間フランスに滞在し、裁判事務等の調査研究を行いました。現地の裁判所で法廷に立ち会ったり、裁判官や書記官など様々な職員の方々と交流することにより、外国の裁判制度や実務の現状を学ぶことができました。さらに、現地の裁判所に勤務する人をはじめ、多くの人達と友人になることができ、帰国後も交流が続いている。この経験は、外国の裁判所の実情を知るというだけでなく、日本の裁判制度を考え直す貴重な機会であったと思います。

社会の変化に伴い、裁判所の仕事の内容も徐々に変わっていくでしょう。その変化に対応するために、自分が持っている力をさらに伸ばしていくならと考えています。



国民から信頼される裁判所職員となるためには、裁判所職員としての自覚を持って、自己の様々な能力を積極的に高めていく必要がありますが、それを組織的にサポートするために、裁判所職員として必要な基本的な知識やマナー、担当職務を行うための基礎能力の習得等を目的として、集合研修(OFFJT)と職場研修(OJT)を相互関連させた効果的な研修制度を用意しています。

裁判所職員として採用された1年目には次のような研修があります。

● 集合研修 (OFFJT)

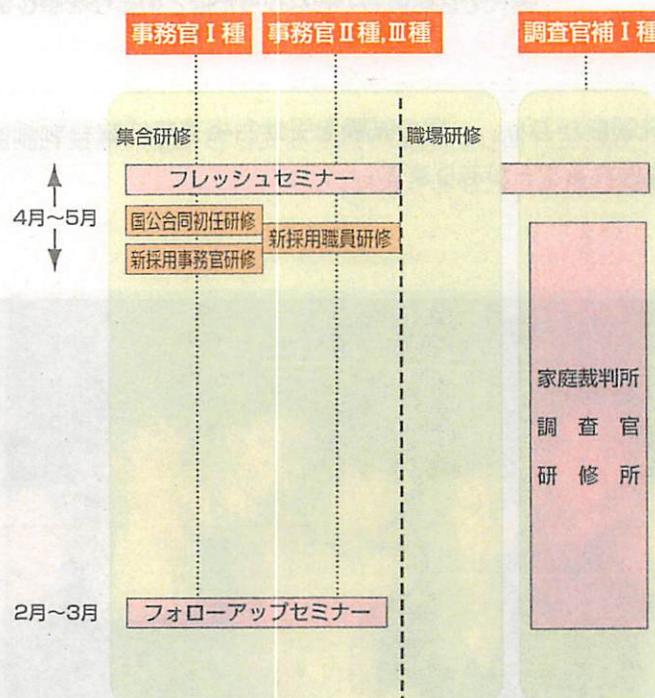
- * フレッシュセミナー(すべての新採用職員を対象)
裁判所職員として当面必要な知識を習得します。
- * 新採用職員研修(事務官を対象)
裁判所職員としての必要な基礎知識やふさわしい心構えを習得します。
- * フォローアップセミナー(事務官を対象)
採用1年目の仕上げとして、それまでに習得した内容の確認をし、2年目のスタートに備えます。

● 職場研修 (OJT)

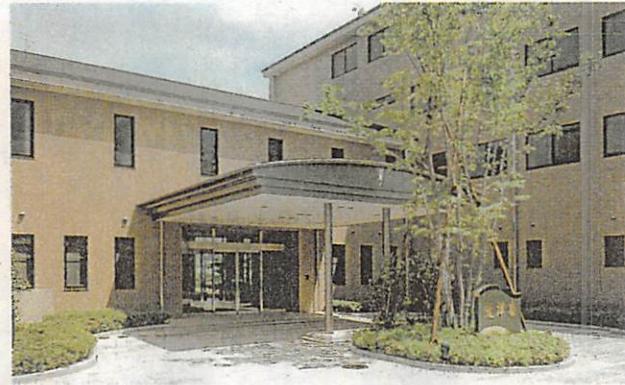
- 配属された職場において、日常の職務を通じて上司から計画的な指導を受けます。

また、2年目以降も、それぞれの段階に応じた研修を用意しています。

新採用職員の1年間の研修



(注) 家庭裁判所調査官補I種採用者は、家庭裁判所調査官研修所養成部研修のカリキュラムに従って育成がなされます。



研修施設（福岡）



マンツーマンの熱意ある指導

山形簡易裁判所
裁判所事務官 佐藤 英里

私は、採用2年目になりますが、採用1年目は、高等裁判所で行われる新採用職員研修や1年間の仕上げとして行われるフォローアップセミナーなどに参加しました。これらの研修で行われた研修生や先輩職員との座談会等を通じて、裁判所職員としての日常的な姿勢や職務についてより深く学ぶことができました。

また、裁判所では集合研修だけでなく、日常の仕事の中で行われる職場研修にも力を入れています。職場研修は、プログラム化されたもので、最初に上司と相談しながら、仕事についての目標を設け、その後、定期的に行われる上司、先輩、同僚とのミーティングを通じてその到達度を確認しながら進められます。マンツーマンの指導が行われており、自分でも気付かない点について指摘を受けたり、疑問点について相談したり、一緒に考えたりできるなど、より実際的な研修となっています。このような丁寧な指導のおかげで、初めて経験する裁判実務も、しっかりと身に付けることができました。ほかにも、その日の仕事等について日誌をつけたりすることで、常に問題意識を持ちながら仕事をするという姿勢が身に付き、人間的にも成長できたように思います。

裁判所では、新採用職員一人一人を育成することに上司や先輩職員が熱意をもって取り組んでおり、私たちの可能性に期待してくれていることを非常に強く感じます。

研修制度

TRAINING SCHEME

最高裁判所には研修機関として裁判所書記官研修所、家庭裁判所調査官研修所が設けられています。

各研修所では、スペシャリストを育てるための綿密なカリキュラムが組まれており、専門教官による高度な教育が行われています。

裁判所書記官研修所

1 研修部

裁判所事務官、裁判所書記官、裁判所速記官等の研究及び研修を行います。

研修部における主な研修

事務官法律研修—大学法学部卒業者以外の事務官等を対象に、基礎的な法学教育を行う。

中堅事務官研修—多様な講義・共同研究等を通して執務能力の向上を図る。

書記官実務研修
書記官総合研修
書記官実務研究会

書記官の実務能力の向上等
を目的とする。

2 養成部

裁判所事務官等が入所試験に合格すると、1年又は2年間にわたり法律の理論、実務等についての研修を受け、修了後裁判所書記官の資格が与えられます。

養成部のカリキュラム

憲法、民法、刑法、商法、民事訴訟法、民事執行法、
刑事訴訟法、家事審判法、少年法、一般教養、
実務修習、実務演習（調書事務、検証、令状事務等）



模擬検証



書記官事務の基礎を身につける

裁判所書記官研修所養成部 石本 友美
裁判所事務官

私は、現在、裁判所書記官研修所で法律専門職である裁判所書記官になるための研修を受けています。

研修内容は、専門教官による法律科目や実務科目的講義を中心に、調書作成演習、模擬検証、関連分野の専門家による講義など多岐にわたっています。さらに、10人程度の小グループに分かれて、実務問題、これから裁判所、書記官がどうあるべきかなどについて共同研究や討議をするなど充実した内容となっています。また研修所では、文化祭、体育祭などの行事、茶道などの課外授業のほか、テニス、サッカー、バンドなどのサークル活動や寮での共同生活を通じて、全国から集まった仲間との交流もさかんです。

研修生活を共に過ごす仲間は、個性豊かで、年齢、経歴も様々です。その豊かな才能に触れ、たくさんの刺激を受けることが自分自身を見直す機会となり、新たなことに挑戦していく力となっていると思います。また、喜びを分かち合い、互いに励まし支え合いながら苦しみや辛さを乗り越えて過ごした日々と仲間とのつながりは、研修を修了した後も一人一人の大切な心の財産になるでしょう。

21世紀を目前にして、司法も変革の時を迎えていました。この変化の中で、裁判所書記官に何が必要とされているかを考え、適切な対応ができるような柔軟な感覚を身につけ、先輩方が大切にされてきた堅実な事務処理姿勢を守っていくことができる裁判所書記官を目指し、私自身も研修に頑張って取り組んでいきたいと思っています。

家庭裁判所調査官研修所

1 研修部

家庭裁判所調査官の研究及び研修を行います。

研修部における主な研修

- 調査官実務研修—調査官の実務能力の総合的向上を図ることを目的として行う。
- 調査官専門研修—調査官の事務処理に必要な専門知識・技術の向上を目的として行う。
- 調査官実務研究—調査官の実務に必要な理論・技法に関する実証的研究を行う。

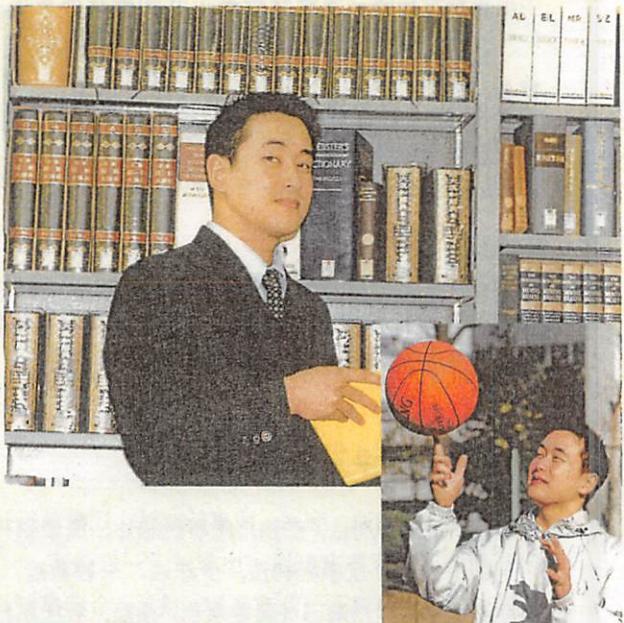


2 養成部

家庭裁判所調査官補I種試験に合格して採用されると、2年間にわたり執務に必要な人間関係諸科学や法律等の理論及び実務についての研修を受け、修了後家庭裁判所調査官に任命されます。

養成部のカリキュラム

- 憲法、民法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法、
家事審判法、少年法、社会福祉関係法規、
矯正保護関係法規、刑事政策、心理学、教育学、
社会学、精神医学、経済学、家事事件調査、
少年事件調査、家事事件実務演習、少年事件実務演習、
ソシアル・ケースワーク



研修体験記

家庭裁判所調査官研修所養成部
家庭裁判所調査官補

竹田 聰

私たち、2年間の養成部研修を受けています。この研修は家庭裁判所調査官研修所で実施される合同研修と所属庁において行われる実務修習に分かれています。合同研修では、裁判所職員として必要な職業意識や家庭裁判所調査官の仕事の概要などを学びます。実務修習では、全国各地の家庭裁判所で家事・少年事件について実務に即した修習を受けます。調査面接中に突然、親子でつかみかからんばかりの言い争いを始めたり、離婚の問題を抱えた年輩者から、「あなたののような若い人に私の気持ちが分かりますか。」と詰め寄られるなど、つくづく家庭裁判所調査官の仕事の難しさを感じました。

研修所では、関係法規をはじめ、人間関係諸科学を学び、さらに、小グループで調査事例や面接技法の検討を行うなど、職務を遂行していく上で必要な知識や技能を講義や演習形式で学んでいます。なかでも一流の講師によるきめ細かな指導や、同期の仲間との活発な意見の交換によって、当事者の言動を正確に理解し、的確に援助することの重要性を認識できるようになります。改めて家庭裁判所調査官の職務の大切さとやりがいを実感しています。

研修で得た貴重な体験を土台にして、家庭裁判所を訪れる当事者の問題解決に少しでも役立つように、今後も一層の自己研さんに励みたいと思います。



面接技法演習風景

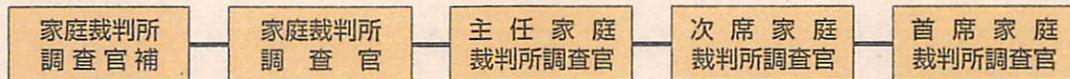
昇進

昇進経路

裁判所事務官・裁判所書記官 裁判部と事務局の間では、相互に人事交流が行われています。



家庭裁判所調査官



職員として、在官年数、年齢等一定の要件を満たせば試験を受けて簡易裁判所判事になる道も開けています。

給与・休暇

(国家公務員試験採用者と同じです。)

基本給	I種	3級1号俸	206,304円
	II種	2級2号俸	195,328円
	III種	1級3号俸	158,928円

(これは、東京都特別区内に勤務する場合の例です。)

諸手当	期末・勤勉手当	一年間に4.95月分
	通勤手当	最高 50,000円
	住居手当	最高 27,000円
	扶養手当	配偶者 16,000円等
	超過勤務手当等	

休日	土曜日、日曜日、祝日等
休暇	年次休暇 年間20日 (残日数は20日を限度として翌年繰越)
	特別休暇 夏季休暇3日、結婚休暇5日
	産前休暇、産後休暇、 ボランティア休暇、忌引等
	病気休暇 介護休暇 育児休業

福利厚生

勤務地やその周辺には、公務員宿舎が用意されています。

全国の主要都市には共済組合の直営病院があり、多くの裁判所には診療所等が設けられています。

共済組合等が経営する各地の宿泊所や保養所を割安で利用できます。

職員は野球、テニス、サッカー、茶道、絵画等の各種サークルを自主的に職場で作り、昼休みや勤務時間外を利用して活発に活動しています。



独身寮（東京）

待遇

PROMOTION & BENEFITS

採用試験案内

(注) 年齢の基準日は、受験する年の4月1日です。

裁判所職員（裁判所事務官）採用 I 種試験（大学卒業程度）

受験資格 21歳以上26歳未満の者

裁判所職員（家庭裁判所調査官補）採用 I 種試験（大学卒業程度）

受験資格 21歳以上26歳未満の者

裁判所職員（裁判所事務官）採用 II 種試験（大学卒業程度）

受験資格 1 21歳以上26歳未満の者

2 21歳未満で、短期大学又は高等専門学校を卒業した者、
及び翌年3月までに卒業する見込みの者

3 21歳未満で、最高裁判所が2に掲げる者と同等の資格
があると認める者

裁判所職員（裁判所事務官）採用 III 種試験（高校卒業程度）

受験資格 17歳以上21歳未満の者

詳細は、受験案内をご覧ください。また、裁判所のホームページでも、
採用試験ガイドとして、採用試験に関する様々な情報を紹介しています。

受験案内及び受験申込書は、高等・地方・家庭裁判所のいずれか便利な裁判所へ請求してください。

なお、郵便で請求する場合は、封筒の表に希望する試験の種別を、例えば「I 種請求」というように朱書きし、120円切手をはったあて先及び郵便番号明記の返信用封筒（角形2号：高さ33.0cm、幅24.0cm程度）を同封してください。

最高裁判所事務総局人事局任用課

〒102-8651 東京都千代田区隼町4番2号
TEL.03-3264-8111（大代表）

●裁判所のホームページ
<http://www.courts.go.jp/>

（平成12年3月）